

令和7年度第1回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月28日（月）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

5番	香坂	政博	6番	野谷	茂
----	----	----	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による届出について

9 議案

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

第2号 「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について

会議の状況

【議長】

皆さんおはようございます。二宮町のホームページにもありますが、農業者の皆様へということで、今年の4月から農地の貸し借りは原則として農地バンクを経由するということになりましたので、もし地元でそういったご相談がありましたら、ご協力をお願いいたします。

それでは令和7年度、第1回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第1回総会の議事録署名委員につきましては、5番香坂委員、6番野谷茂委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地の所有権を取得する場合は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による場合は許可の必要はなく、届出を提出していただければよいことになっております。

今回、相続により所有権を取得された農地は、農業委員会によるあっせん等の希望がございませんので、資料に地図を添付しておりませんが、二宮高校の西側の位置にある土地など、一色地区内と緑が丘地区内の2筆となっており、相手方への届出の受理通知書については3月24日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

場所については、関係資料位置図の地図1のとおり生涯学習センターラディアンの東側の位置にある土地となりまして、二宮町役場庁舎の建設に伴う農地法第5条の届出となっております。

なお、添付した資料にありますとおり、従来は地方公共団体が設置する庁舎の農地転用については許可不要となっておりますが、平成21年の農地法改正により、許可権者である神奈川県との協議が必要とされております。

ただ、今回は市街化区域内の農地となっておりますので、農業委員会に届け出ることで協議は不要となっております。

また、届出の受理通知書については3月7日付で発行しております。

— 報告事項（３）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は当初、令和４年８月１日から令和７年７月３１日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業会議を間に入れた利用権設定を受けていましたが、地権者から神奈川県農業会議への賃借は継続したまま、神奈川県農業会議から賃借人への賃借権について解約を行うというもので、合意解約に至ったため農地法第１８条第６項の規定による通知書が提出されました。

なお、土地の場所については、関係資料位置図の地図２のとおり一色地区内の１筆となっております。

報告事項については、以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第１号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

なお、本案件のＮｏ．１及びＮｏ．２については 委員、Ｎｏ．３及びＮｏ．４については 委員に係る案件であることから、別々に諮らせていただきます。

それでは、農業委員会等に関する法律第３１条、議事参与の制限の規定により、審議前に 委員に退席を求めます。

— 委員退席 —

事務局、Ｎｏ．１及びＮｏ．２について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第１号Ｎｏ．１及びＮｏ．２朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

一色地区の報告について、内山委員、よろしくお願いします。

【委員】

Ｎｏ．１及びＮｏ．２について、報告いたします。

２月１３日に借受予定者立会いのもと、一色地区農業委員３名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地で、面積は１，９０４㎡です。

借受予定者から営農計画などについて聞き取りをした結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第1号のNo. 1及びNo. 2について、補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第1号関係資料をご覧ください。

No. 1については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付しております。

また、かながわ農業サポーターの認定資料を10ページから11ページ、位置図を12ページに添付しております。

利用目的としては、露地野菜を作付けする予定となっており、新規の申請となります。

借主は、かながわホームファーマー事業にて研修を受けられ、かながわ農業サポーターの認定を受けた方であり、借入を予定している農地を利用権設定するものとなっております。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第1号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案のNo. 1及びNo. 2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とこといたします。

それでは、委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員、議案第1号のN o. 1及びN o. 2については、「原案のとおり決定する」こととされましたので報告いたします。

続きまして、N o. 3及びN o. 4について、議題といたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、審議前に委員に退席を求めます。

— 委員退席 —

事務局、N o. 3及びN o. 4について朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第1号N o. 3及びN o. 4朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

中里地区の報告について、小林委員、よろしくお願いします。

【委員】

N o. 3及びN o. 4について、報告いたします。

3月13日に借受予定者立会いのもと、中里地区農業委員2名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の瓜窪及び峯山に位置する農用地区域及び農業振興地域の農地4筆で、面積の合計は5,456㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第1号のN o. 3及びN o. 4について、補足説明いたします。

こちら中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは、議案第1号関係資料をご覧ください。

N o. 3については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、13ページから16ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

Ｎｏ．４については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、１７ページから２１ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付しております。

また、位置図を２２ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに５年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案のＮｏ．３及びＮｏ．４について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とこといたします。

それでは、委員の復席をお願いします。

— 委員復席 —

【議長】

委員、議案第１号のＮｏ．３及びＮｏ．４については、「原案のとおり決定する」とこととされましたので報告いたします。

続きまして、Ｎｏ．５からＮｏ．１０について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第１号Ｎｏ．５からＮｏ．１０朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

川勾地区の報告について、野谷副会長、よろしくお願いします。

【委員】

Ｎｏ．５からＮｏ．８について、報告いたします。

４月１５日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員２名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川勾の古大門に位置する農用地区域及び農業振興地域の農地４筆で、面積の合計は２，２３７㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

Ｎｏ．９及びＮｏ．１０について、報告いたします。

４月１５日に借受予定者立会いのもと、山西・川勾地区農業委員２名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の奥谷戸入に位置する農業振興地域の農地２筆で、面積の合計は６６０㎡です。

借受予定者が耕作する農地は、いずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取った営農計画などからも今後の効率的な農地利用が見込めるため、問題はないと思われます。

よろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第１号のＮｏ．５からＮｏ．１０について、補足説明いたします。

こちら中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

はじめにＮｏ．５については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、２３ページから２６ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

Ｎｏ．６については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、２７ページから３１ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付しております。

続いてＮｏ．７については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、３２ページから３５ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

Ｎｏ．８については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、３６ページから４０ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付しております。

また、位置図を４１ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに５年間更新するものとなっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

続いてＮｏ．９については、地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、４２ページから４５ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

Ｎｏ．１０については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、４６ページから５０ページに使用貸借による権利の設定関係資料を添付しております。

また、位置図を５１ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を、新たに３年間更新するものとなっております。

いずれも借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案のＮｏ．５からＮｏ．１０について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。

続きまして、議案第２号、「令和８年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和８年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第２号朗読 —

【議長】

ありがとうございます。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第２号関係資料をご覧ください。

事前に令和８年度意見・要望事項につきまして、ご意見をお伺いしておりましたが、ご意見等はありませんでしたので、令和７年度施策等に関する意見・要望に対する回答を踏まえ、前年度に要望した事項の継続要望とさせていただきます。

なお、今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを県農業会議に報告させていただきます。その後、県農業会議は報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございます。質問・意見がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第２号、「令和８年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和８年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」について、「原案のとおり要望する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり要望する」とことといたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前１０時１０分閉会